

改正案	現行
<p>（収入申告の方法）</p> <p>第八条 法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。</p> <p>一 当該入居者に係る収入</p> <p>二 当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合に該当する場合には、その旨</p> <p>2 入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）<u>第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。</u></p> <p>一 令第一条第三号イからホまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類</p> <p>二 前項第二号に該当する場合 当該入居者又は同居者が法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合に該当する旨を証する書類</p> <p>（法第二十七条第五項の規定による承認）</p> <p>第十条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法</p>	<p>（収入申告の方法）</p> <p>第八条 法第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。</p> <p>一 当該入居者に係る収入</p> <p>二 当該入居者又は同居者が公営住宅法施行令（以下「令」という。）<u>第六条第四項各号のいずれかに該当する場合には、その旨</u></p> <p>2 入居者は、当該入居者及び同居者の令第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。</p> <p>一 令第一条第三号イからホまでに規定する額を控除する場合 当該控除の対象者に該当する旨を証する書類</p> <p>二 前項第二号に該当する場合 当該入居者又は同居者が令第六条第四項各号のいずれかに該当する旨を証する書類</p> <p>（法第二十七条第五項の規定による承認）</p> <p>第十条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、法</p>

第二十七条第五項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が令第六条第一項に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

2

(略)

第二十七条第五項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が令第六条第五項に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

2

(略)

(令第六条第一項第二号に規定する障害の程度)

第二十四条 令第六条第一項第二号に規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六条

第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(令第六条第一項第三号に規定する障害の程度)

第二十五条 令第六条第一項第三号に規定する国土交通省令で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症とする。

(令第六条第四項第一号イに規定する障害の程度)

(削る)

(削る)

第二十六条 令第六条第四項第一号イに規定する国土交通省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 第二十四条第一号に規定する程度
- 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度
- 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(令第六条第四項第一号ロに規定する障害の程度)

第二十七条 令第六条第四項第一号ロに規定する国土交通省令で定める障害の程度は、第二十五条に規定する程度とする。

第二十四条 (略)

第二十八条 (略)